

令和7年度第6回石狩市地域公共交通活性化協議会 議事録

日 時 令和7年12月24日（水）14時30分～15時20分

場 所 りんくる2階 交流活動室

出席者 小島郁也会長、石田眞二副会長、糸尾博樹委員、熊谷貞治委員、竹内努委員、山田浩明委員、平井克典委員、福井輝喜委員、青木仁司委員、木村敬委員、飛鳥謙一委員、遠藤辰哉委員、門間俊也委員（代理：上野様）、杉村勝彦委員（代理：熊倉様）、高橋英雄委員、渡部道夫委員、小島義広委員、桑山渉委員、河合保郎委員、高眞一委員、池田篤司委員、久保田貴浩委員、秋田谷順子委員

事務局 企画課交通担当課長 佐々木拓哉、企画課交通担当主査 吉田有絵、企画課交通担当主任 氏家峻

傍聴者 3名

次 第

1. 開 会

2. 議 題

報告事項

- （1）沿岸バス株式会社「特急ましけ号」について

協議事項

- （1）地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
- （2）通勤デマンド型交通事業実装化について
- （3）浜益デマンド交通事業について
- （4）石狩市地域公共交通利便増進実施計画（案）及びシン・石狩市地域公共交通計画（イシカリモビリティ 2030）の改訂について（継続協議）

3. その他

4. 閉会

===== 審議内容の記録（審議経過、質疑、意見等） =====

※ 以下の質疑・意見については、○は委員発言要旨、●は事務局発言要旨

1. 開会

2. 議題

協議事項

●事務局（吉田主査）

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第6回石狩市地域公共交通活性化協議会を開会させていただきます。本日司会を務めさせていただきます企画政策部企

画課交通担当主査の吉田です。よろしくお願いいたします。

本日、澤田委員につきましては、所要のため欠席のご連絡を頂いております。
それでは、議事の進行に先立ちまして、事前に配布いたしました資料の確認をさせていただきます。

- ・次第
 - ・委員名簿
 - ・資料1：沿岸バス株式会社「特急ましけ号」について
 - ・資料2：地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
 - ・資料3：通勤デマンド型交通事業実用化について
 - ・資料4：浜益デマンド交通事業について
 - ・資料5：石狩市地域公共交通利便増進実施計画（案）
 - ・資料6：シン・石狩市地域公共交通計画（イシカリモビリティ 2030）の改訂（案）
- となっております。

不足している資料がありましたら事務局までお知らせいただけますでしょうか。また、会議の途中でも資料にお気づきの点がございましたら、事務局までお声かけいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次第に基づき協議会を進めてまいります。ここからの議事進行につきましては小島会長にお願いいたします。

○小島会長

こんにちは。企画政策部長の小島です。

本日はご多用中のところご出席くださいます、ありがとうございます。

本協議会において協議していただきました代替交通のうち、本町花川線が12月15日から運行開始しております。

冬季からの営業開始ということでしたが、運行事業者様を始め関係者の方々のご協力により、無事にスタートができましたこと、この場をお借りして、感謝を申し上げます。

さて、今回は、1件の報告事項と4件の協議事項を皆様にお諮りし、協議を取りまとめて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

それでは、次第に沿って進めて参ります。

報告案件1 沿岸バス株式会社「特急ましけ号」について事務局より説明をお願いします。

●事務局（佐々木）

私から報告案件「沿岸バス株式会社「特急ましけ号」について」ご報告いたします。

本年6月に中央バス路線廃止に伴う庁舎以北代替交通案をご提案していた中で、既存の交通モードの活用として沿岸バス株式会社が増毛札幌間を運行しております「ましけ号」の駐車場の追加について、沿岸バス株式会社及び増毛町と協議を行ってまいりました。

協議の中で、都市間バスの定時性を確保することを前提として、

①既存路線内での設置

②設置場所として住宅地近くで需要が見込まれる場所

そして、路線見直しに当たり、停車実績のない停留所の廃止を併せて実施する条件の下で協議を実施いたしました。

協議の結果として、

① 現行中央バスの停留所である「望来」、「トーマン団地入口」、「八幡町入口」、「1線」の4か所を追加（停留所の名称については、「望来」、「虹が原」、「石狩八幡2丁目」、「石狩親船町」になる）

②乗降実績がほぼない「千代志別」、「床丹」、「濃昼」の3か所については、廃止とする。

③新しい路線の運行は、令和8年4月1日からとすることとなりました。

私からは以上です。

○小島会長

只今、説明のありました報告1号について、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。

○池田委員

新設する新規停留所4か所あるが、花畔地区が入っていないのはどういうことか。

●事務局（佐々木）

路線ルートが国道231号線石狩街道から国道337号線生振地区を經由し再び、国道231号線に復帰するルートであり、花畔地域を通過しないため新規停留所には入っておりません。

○小島会長

他にご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、協議案件の議題1番目、「地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について」事務局より説明をお願いします。

●事務局（吉田）

私から議題1番目、「地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について」ご説明いたします。

本件につきましては、令和6年6月に本協議会にて協議させていただいたフィーダー補助金の令和7補助年度における事業評価でございます。

なお、内容等に変更はありませんが、今年度から申請主体を当協議会としたことから、事業の実施主体としての立場から皆様へ実績報告をさせていただきます。

期間は令和6年10月から令和7年9月までの内容となります。

資料2-1をご覧ください。

こちらは①補助対象事業者等から⑥事業の今後の改善点までを記載しております。④事業実施の適切性につきましては、予約がないことによる運休のため実績運行回数が計画運行回数を下回ったものの事業は適切に実施されたと考え評価をAとしております。また、⑤目標・効果達成状況でございますが、当該地区の人口減少に伴い、利用人数も減少したため目標人数に達することができなかったため評価をBとしております。

次に資料2-2をご覧ください。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連についてでございます。

本市の概要及びこれまでの経緯や地域の高齢化率などを記載し、高齢者等交通弱者の「生活の足」確保の必要性や生活利便性向上を図る目的を記載しております。

次に資料2-3をご覧ください。

これまで申し上げた内容に加えて、本市の地域公共交通の現況やこれまでの協議会の開催状況などを記載しております。次のページをご覧ください。

令和7年度の事業の実施状況でございます。厚田線における車内アナウンスなどの利用促進や運行系統を地図で示しております。

次のページをご覧ください。

利用実績と収入実績でございます。利用実績、収入実績ともに前年度を下回る実績となりました。利用実績では、前年度が1,279人、今年度が1,072人でございます。浜益東方面につきましては、前年同数でございましたが、浜益南北方面が前年より2割程度、厚田方面は前年より1割程度少ない実績でございました。次に収入実績につきましては前年度625,950円に対し、今年度は505,050円でございます。利用人数の減少に伴い路線全体として収入が落ち込んでいる状況でございます。

次のページをご覧ください。

これまでご説明した実績等を踏まえ「事業実施の適切性」「目標・効果達成状況」「事業の今後の改善点」に落とし込んでおります。

以上の内容を札幌運輸支局に提出する予定でございます。私からは以上です。

○小島会長

只今、説明のありました議題1について、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。

●石田副会長

P3の表について、表の幅が実績値と比例をしていないので、修正する必要があると思うがいかがか。

○事務局（吉田）

図表について修正を行います。

●池田委員

浜益地区の人口減少は避けられない事態だと考えるが、このまま事業を継続して実施していくことになるのか。

○事務局（佐々木）

浜益デマンド事業については、地域医療である診療所への足、地域間の移動の足という役割を担っており、今後も持続していきたいと考えている。

○小島会長

他にございませんか。なければ、地域公共交通確保維持改善事業の事業評価については、原案通りといたします。

続きまして、議題2について、事務局より説明をお願いします

●事務局（氏家）

私から議題2番目、「通勤デマンド型交通事業実装化について」ご説明いたします。資料3をご覧ください。

今回の協議内容といたしまして通勤デマンド型交通事業の実装化について、道路運送法第79条のスキームを活用して事業化を行うため、①運行系統又は運送の区間から⑤車両まで5つの内容について協議させていただきたく存じます。

計4期にわたる実証事業の中で、利用者数の増加に対応できるモデルの検討として、機動力の強化及び定時性の確保について検討を進めてまいりました。令和7年度からは交通結節点である石狩庁舎前と花川南5条3丁目から新港地域へピストン輸送を行うことにより、機動力の強化及び定時性の確保をいたしました。

2ページ目をご覧ください。

令和8年4月1日以降の実装化に向けて、変更になる点について説明いたします。まず、運行に際し適用法令が、道路運送法第21条から道路運送法第79条に変更にな

ります。また、運行事業体についても、現在の石狩市から石狩湾新港地域公共交通サービス推進協議会に変更いたします。なお、今年度同様、三和交通様様に業務を委託する予定となっております。

他の項目である、運行系統または運送の区間や運行日、運賃等については、現行と同様の運用で実装化を図る予定となっております。私からは以上です

○小島会長

只今、説明のありました議題2について、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。

●桑山委員

通勤デマンド事業の定時性について、定時性が確保されたことにより、中央バスの遅延などにより乗換がうまくできない場合はどう対応するのか。

○事務局（佐々木）

今期、市に乗り換えができなかったというお話は聞いておりません。現状として、20分間隔で運行しているので、予約の取り直しや、市内デマンドへの予約を変更するなどの対応をしていただく必要があります。

○小島会長

他にございませんか。なければ、通勤デマンド型交通事業実装化については、原案通りといたします。

続きまして、議題3について、事務局より説明をお願いします

●事務局（佐々木）

私から議題3番目、「浜益デマンド交通事業について」ご説明いたします。
資料4をご覧ください。

私からは、浜益デマンド事業についてご説明いたします。

浜益デマンドとは厚田へ向かう浜益厚田線及び区内を循環する浜益地域線の総称となっております。

今回は、次年度からのスクールバス混乗便及び浜益デマンドの運行主体変更に伴う条例の一部改正についての2点についてご報告申し上げます。

資料1ページをご覧ください。

1点目のスクールバス混乗便についてですが、現在浜益区スクールバス混乗便は、北回り、南・東回りそれぞれ登校便（1便）、下校便（3便）に加え、午前中に浜益便として運行しております。

直近の混乗の乗車実績は両ルートとも減少している一方、スクールバス側の課題として、登下校の送迎の合間で課外授業の移動に活用する「合間運行」ができないため、課外授業に対応する車（及び運転手）の確保が難しくなっています。

デマンド事業としては、令和7年10月より、地域おこし協力隊にデマンド事業の運行業務に携わってもらうことで、厚田へ向かう浜益厚田線と、地域内を移動する浜益地域線に分けて運行が可能となったことから、日中帯の移動機能が拡充しております。

現状の浜益地域の交通状況を勘案し、令和8年度からは、スクールバスの合間運行等の機能を確保するために、浜益便・下校便の混乗機能を廃止します。

なお混乗便が果たしてきた機能については、浜益デマンドが代替します。

但し、登校便の混乗機能については、診療所の受診に使う定期的な利用があり、かつ浜益地域線の運行時間外の運行（朝7時～8時）となっていることから、継続して行く形で調整して参りたいと思います。

続きまして、2点目の浜益デマンドの運行主体変更に伴う条例の一部改正についてです。

資料2ページをご覧ください。

浜益デマンドにつきましては、平成28年4月より、有償旅客運送自動車の設置等に関する条例に基づき、市が運行主体となって浜益区及び厚田区厚田、安瀬及び濃昼の区間を運行しております。

実際の運行業務につきましては、現在北海道東急ビルマネジメント㈱に委託しております。

令和8年度以降の浜益デマンドの事業スキームを検討する中、㈱新厚商事に委託を予定しております。

令和8年4月運行予定の厚田花川線と一体で運行することで浜益花川間の移動を円滑に行うことが期待できます。

浜益デマンドの運行内容については、一体運行後もこれまで同様の形で実施いたします。

2ページ下段の表をご覧くださいと思います。料金については、代替交通の料金体系に統一いたします。

代替交通の割引制度が適応となることから、これまで割引の対象ではなかった高校生以上の学生及び75歳以上の高齢者も割引対象となります。

運行主体についてですが、厚田花川線は、「石狩湾新港地域公共交通サービス推進協議会（通称 ILOT）」が運行主体となり、現在、運行予定の新厚商事様が、浜益デマンドを厚田花川線と一体で運行する場合、運行主体を市から ILOT に変更するため、運輸局への手続きが必要となります。併せて、「有償旅客運送自動車の設置等に関する条例」のうち、旧浜益厚田線に関する部分を削除する条例の一部改正の手続きが必要となります。

令和7年度第6回石狩市地域公共交通活性化協議会（R7.12.24）

地域公共交通活性化協議会及び浜益区地域協議会に諮問・報告し、条例の一部改正に関する条例を令和8年3月議会にお諮りしたく考えております。

私からは以上です

○小島会長

只今、説明のありました議題3号について、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。

なければ、浜益デマンド交通事業については、原案通りといたします。

続きまして、議題4について、事務局より説明をお願いします

●事務局（吉田）

私からは、議題4、「石狩市地域公共交通利便増進実施計画（案）について」および「シン・石狩市地域公共交通計画（イシカリモビリティ 2030）の改訂について」ご説明いたします。

第3回石狩市地域公共交通活性化協議会において概要をご説明いたしましたが、現在、路線・ダイヤ・運賃等の見直しによるサービス改善を通じて、利用者の利便性向上を図る事業について、当協議会を策定主体として、「石狩市地域公共交通利便増進実施計画」を策定しております。

本計画を策定することで、地域内フィーダー系統の確保・維持に係る国庫補助率の上限が引き上げられる予定です。

このたび、利便増進実施計画案が整いましたのでその内容と、利便増進実施計画の策定に伴い、「シン・石狩市地域公共交通計画」との整合性を確保するため、一部改定を行うことについてご説明いたします。

なお、具体的な内容につきまして、受託事業者である中央コンサルタンツ(株)の堀様よりご説明いただきます。それでは、堀様、よろしくお願いいたします。

○中央コンサルタンツ(株)堀様

只今ご紹介にあずかりました中央コンサルタンツ(株)の堀と申します。私より協議事項4石狩市地域公共交通利便増進実施計画案及びシン・石狩市地域公共交通計画の改訂案につきまして、ご説明させていただきます。

まず、石狩市地域公共交通利便増進実施計画案について資料5を用いてご説明させていただきます。

1 ページをご確認ください。はじめに計画策定の背景と目的ですが、AI デマンド交通『いつモ』の本格運行や石狩庁舎以北の代替交通の確保などに向けて、上位計画となる地域公共交通計画に基づき、今後行う利便増進事業の具体像を明らかにした実施計画を策定するものでございます。

計画の予定期間については、上位計画と整合する必要があることから、令和8年度から令和12年度（2030年度）までの5年間としております。

2ページは、上位計画に基づく実施計画であることを体系的に示したものとなっております。

3ページから10ページは、上位計画の内容を再掲している部分ですので、説明は割愛させていただきます。

11ページをご確認ください。令和5年度に地域公共交通計画を策定後、公共交通の状況が大きく変化しておりますので、その内容を整理しております。

大きく2点ございまして、『いつも』の実証運行と石狩庁舎以北の路線バス廃線により代替交通を再構築することが必要になった状況の2点について、これまでの経緯等を整理しております。なお、石狩線については12月14日をもって廃線となり、翌15日からは本町花川線を実証運行の形で運行を開始したところでございます。

ここまでの利便増進実施計画の前段部分でございまして、18ページ以降、今後実施する事業の内容について詳細を整理したものでございます。18ページは、利便増進事業の概要を一覧整理したものとなっております。上位計画で掲げた5つの施策に対応した計7つの事業を記載してございます。協議事項2でご説明した通勤デマンドの本格運行のほか、石狩庁舎以北の代替交通となる本町花川線及び厚田花川線の3つが運行体系の変わる大きな事業でございまして、その他は、乗継が増えてしまう中において、少しでも利便性向上を図る取組として行う事業となっております。

19ページは再編を行った後の公共交通体系を図で整理したものとなっております。20ページは再編前後の状況を模式的に示した図となっております。

22ページをご確認ください。通勤デマンドの本格運行に関する事業内容となります。こちらは、先ほど協議事項2でご説明しておりますので詳細は割愛しますが、事業の実施前後での運行内容を比較できる形で整理しております。

26ページをご確認ください。本町花川線の事業内容となります。今年度の協議会でご説明しておりますので、詳細は割愛しますが、ILOTが運行主体となって運行を行う予定となります。

こちらも同様に27・28ページに事業実施前後の運行内容を整理してございます。現在実証運行を開始したところでございますが、4月1日からは本格運行として事業を開始する予定となります。

29ページをご確認ください。厚田花川線の事業内容となります。本町花川線と同様に、ILOTが運行主体となって運行を行う予定となります。

こちらも同様に30～32ページに事業実施前後の運行内容を整理してございます。厚田花川線については、4月1日から事業を開始する予定となっております。

33ページをご確認ください。こちらについては、今後詳細な検討を始める事業でございまして、石狩庁舎前バス停留所の集約化についてです。

石狩庁舎前での乗継は今後増加すると考えられますが、石狩庁舎前のバス停は、行先によって分散しており、利用者にとって不便な状況となっております。そのため、円滑な乗継を実現するため、停留所の集約化に向けた取組を進めていきたいと考えてございます。位置は現時点で決められておりませんが、関係機関との協議・調整の上で、計画期間内での早期実現を目指していきたいと考えております。こちらについては、実現に向けた協議が調い次第、本計画の見直しを行っていききたいと考えております。

34 ページをご確認ください。今年度の協議会の中でご説明させて頂いた通り、今後各種デマンド交通の予約については、共通予約システムを導入し、一元予約を可能としますので、その内容を記載しております。

35 ページをご確認ください。こちらでも今年度の協議会の中でご説明させて頂いた通り、キャッシュレス決済方法として、収納代行サービスの活用や、学生・高齢者・障がい者を対象とした割引制度を導入いたします。

石狩市では市内の公共交通を一元化した冊子を作成し、今年度中に全戸配布を行うことで、市民皆様に対して公共交通への理解醸成を図りたいと考えております。加えて、代替交通に移行する地域住民の方々におきましては、予約方法等について説明会を順次実施していきたいと考えております。

ここまでの利便増進事業の内容についてのご説明となりまして、続けて 36 ページをご確認ください。ここからは利便増進事業に関連して実施する事業の内容となります。21 ページで定義されている利便増進事業には該当しないものの、利便性向上を図る取組として行う、その他の事業とご理解ください。

ここでは 3 つの事業を記載しております。

36・37 ページをご覧ください。事業の 1 つ目として市内デマンドの運行区域拡大でございます。今年度の協議会の中で既にご説明しておりますが、本町花川線が日曜祝日の運行が出来ていないことから、日曜祝日に限定して、対象区域を本町方面へ拡大するものとなります。

39 ページをご確認ください。事業の 2 つ目として浜益地区におけるデマンド交通の運行方法変更でございます。こちらは、先ほど協議事項 3 でご説明しておりますので割愛させていただきます。

41 ページをご確認ください。事業の 3 つ目として特急ましけ号の乗降場所変更でございます。こちらは、先ほど報告事項でご説明しておりますので割愛させていただきます。

ここまでの利便増進事業に関連して実施する事業の内容についてのご説明となりまして、続けて 43 ページをご確認ください。

ここでは地方公共団体による支援の内容として、石狩市及び本協議会が行っていくべき内容・役割について記載してございます。

今後、各種デマンド交通の運行を行います。運賃収入のみで運行経費を賄うことは

困難でございまして、国土交通省による国庫補助の活用も行いながら石狩市が財政負担を行い、事業を担っていきたいと考えております。

そのほか、関係機関と連携して協議・調整を行い、持続可能なサービス提供に努めていくほか、情報発信・利用促進の取組を行ってまいりたいと考えております。そういった取り組みについては、本協議会を通じて、より良い形へと改善が図られるような仕組みにしていきたいと考えております。

44 ページをご確認ください。ここでは、新たに運行を開始する3路線に対して、事業に必要な事業費や資金の調達方法を整理する内容となります。この3路線については、地域内フィーダー系統補助という国庫補助を活用する想定をしております。運行に係る事業費に対し、運賃収入、国庫補助、石狩市による財政負担をこのような形で整理することが制度上必要となるのですが、現在来年度の市の予算案について検討中の段階であることから、現時点では空欄となっておりますが、次回協議会では数値をお示しした上でご報告をさせて頂きたいと考えております。

45 ページをご確認ください。ここでは、利便増進事業を行うことでこういった効果が期待できるかというのを一覧で整理させて頂いております。

路線バスが存在している時点と比べると、乗り換え行動が発生することで不便に感じられてしまうことは承知しておりますが、バス交通の空白地化は何とか避けられることのほか、通勤デマンドについては、通勤可能な時間帯が拡大されること、石狩市内には限定されますが、新港地域内であればどこでも通勤可能となることなどが考えられます。また、これまで企業の方からも車を持っている方しか雇用出来ないなどといった声を頂戴しておりましたので、通勤可能な公共交通が存在することは重要であると考えております。

また、本町花川線・厚田花川線については、これまで市内の病院・商業施設へ行くには路線バスの乗り継ぎなどが必要な状況でしたので、札幌へ行くにはご不便をかけてしまう一方で、便利になる側面もあると考えております。

46・47 ページについては、事業の実施による効果をどのように数値目標を設定した上で検証していくかを整理しております。記載している指標を計測して、その結果も踏まえて更なる改善を図ってまいりたいと考えております。

説明が長くなり大変恐縮ではございますが、資料5に基づく説明は以上となります。

続けて、資料6に基づき、シン・石狩市地域公共交通計画の改訂案についてご説明させて頂きます。

目次をご確認ください。今回、利便増進実施計画で整理した利便増進事業の内容との整合を図るため、地域公共交通計画の内、4.目標を達成するための施策について、内容の見直しを行っております。以降、4.目標を達成するための施策の章のみ抜粋してご説明をさせて頂きます。

資料下部のページ番号 34 ページに9つの施策を策定当初から掲げておりまして、そ

れは変更ありませんが、35 ページ以降の各施策の概要を説明している部分が一部変更となりますので、その内容についてご説明させていただきます。なお、資料は変更を加える部分を赤字で示している状況でございます。

37 ページをご確認ください。施策3については、市内デマンドが今年度から本格運行に移行したこと、通勤デマンドは来年度から本格運行を開始することを追加させて頂いております。

38 ページをご確認ください。施策4については、石狩庁舎以北の路線バス3路線の廃線、本町花川線及び厚田花川線の代替交通運行開始に伴い、文言の修正、追加を行っております。

このような形で施策5～7についても利便増進実施計画と整合を図った内容に修正を行っております。

45 ページをご確認ください。4.3 は、国土交通省による国庫補助の活用に向けた方針などを記載した項目となっております。これまで地域間幹線系統補助を活用していた石狩庁舎以北の3路線が廃線となること、これまで浜益厚田線が地域内フィーダー系統補助を活用しておりましたが、来年度4月1日以降の新たな運行体系の下では、通勤デマンド、本町花川線、厚田花川線が地域内フィーダー系統補助の対象路線となることから、記載内容を見直しさせて頂いております。47 ページの一覧表は、国庫補助を活用している各路線に対する役割や維持・確保の方針を記した内容となっておりますので、同様に記載内容を見直しさせて頂いております。

49 ページをご確認ください。地域公共交通特定事業という制度にどの施策が該当するかを一覧整理したものとなりますが、今回、施策4と施策7が利便増進事業に新たに該当することとなったことから整合を図るため追加させて頂いております。以上が地域公共交通計画の改訂内容となります。

説明は以上となります。

○事務局（吉田）

中央コンサルタンツ(株) 堀様 ありがとうございます。

協議事項の4についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○小島会長

只今、説明のありました議題4号について、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。

●石田副会長

P46 の評価指標と目標値について、公共交通利用者数が指標として設定しているが、今後人口が減少していくのに、その目標値の設定でいいのか。

○事務局（佐々木）

評価指標及び目標値の設定について、前の計画を踏まえての内容になっている。利用促進を図る中で利用増を目指しているが、再来年度あたりで中間状況を把握して精査が必要であると考えている。

●池田委員

バス停の集約化について、検討をするという内容になっているが、花畔地区も含めて集約化を検討してほしい。また、花畔地区の中央バスの路線について、花畔中央のバス停を始発にしてもらえないだろうか。

○事務局（佐々木）

花畔中央の停留所を始発にする旨については、バス路線地域説明会の中で承知している。本協議会にも図っており、中央バス社にも相談しているが、来年春からの変更は難しいと伺っている。バス停の集約化については、市役所前の未利用地である中心核の用地の活用を含めて中央バス社との意見も含めて結節点について検討していきたいと思います。

○小島会長

他にございませんか。

なければ、「石狩市地域公共交通利便増進実施計画（案）について」及び「シン・石狩市地域公共交通計画（イシカリモビリティ 2030）の改訂について」につきましては、引き続きの協議させていただきます。この間に改めて内容等ご確認いただき、疑義等ございましたら事務局までご連絡いただきたいと思います。

次に進みたいと思います。「その他」の中で、委員の皆様から情報提供等でございますでしょうか。

他にないようでしたら、本日はこれで終わりたいと思います。長時間にわたりご審議頂き誠にありがとうございました。最後に事務局からお願いいたします。

●事務局（吉田）

事務局より、次回の交通活性化協議会につきましては、1月26日午後2時から開催させて頂きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

後ほど出欠のご案内をお送りさせていただきますのでご回答のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして令和7年度第6回の協議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

3. その他

- 次回の協議会は1月26日を予定しております。

4. 閉会

令和8年1月5日 議事録確定

石狩市地域公共交通活性化協議会

会 長 小 島 郁 也

